

市区町村別集計項目(推進体制等)

滋賀県	
市区町村数	19

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無	有			無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
						17	15	8			16					
25	201	大津市	人権・男女共同参画課	1	2	1	1	大津市男女共同参画推進条例	2011年12月19日	2011年12月19日	0	おおつかがやきプランⅣ(天津市男女共同参画推進計画・大津市女性活躍推進計画)	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
25	202	彦根市	女性活躍推進室	1	1	1	1	男女共同参画を推進する彦根市条例	2001年12月27日	2002年4月1日	0	彦根市男女共同参画計画ひこねかがやきプランⅢ	2022年4月1日 ~ 2034年3月31日	1	1	
25	203	長浜市	人権施策推進課	1	2	1	1				0	長浜市男女共同参画行動計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
25	204	近江八幡市	人権・市民生活課	1	2	1	1	近江八幡市男女共同参画推進条例	2012年3月26日	2012年4月1日	0	男女共同参画おうみはちまん2030プラン-男女共同参画近江八幡市行動計画-	2021年4月1日 ~ 2030年3月31日	1	1	
25	206	草津市	男女共同参画センター	1	1	1	1	草津市男女共同参画推進条例	2008年12月24日	2009年4月1日	0	第4次草津市男女共同参画推進計画	2021年4月 ~ 2030年3月	1	1	
25	207	守山市	人権政策課	1	2	1	1	守山市男女共同参画推進条例	2015年3月26日	2015年3月26日	0	第4次守山市男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
25	208	栗東市	市民財政部自治振興課	1	2	1	1				3	栗東市ひとが輝くパートナープラン(栗東市男女共同参画プラン第6版)	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
25	209	甲賀市	女性活躍推進室	1	1	1	1	甲賀市男女共同参画を推進する条例	2018年6月29日	2018年6月29日	0	第2次甲賀市男女共同参画計画(甲賀市女性活躍推進計画)	2017年7月 ~ 2029年3月	1	1	
25	210	野洲市	人権施策推進課	1	2	1	1	野洲市男女共同参画推進条例	2004年10月1日	2004年10月1日	0	第4次野洲市男女共同参画行動計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
25	211	湖南市	総務部市民生活局人権擁護課	1	2	1	1				2	湖南市男女共同参画アクション2017計画	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1	
25	212	高島市	人権施策課	1	2	1	1				0	第2次高島市男女共同参画プラン(改訂版)	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
25	213	東近江市	人権・男女共同参画課	1	2	1	1	東近江市男女共同参画推進条例	2014年12月19日	2015年4月1日	0	第3次東近江市男女共同参画推進計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
25	214	米原市	人権政策課	1	2	1	1				2	第4次米原市男女共同参画推進計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
25	383	日野町	企画振興課	1	2	1	1				0	日野町男女共同参画行動計画~ひのパートナープラン2019~	2019年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1	
25	384	童王町	未来創造課	1	2	1	1				0	童王ベストパートナープラン	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
25	425	愛荘町	みらい創生課	1	2	1	0				0	第2次愛荘町男女共同参画推進計画	2019年4月 ~ 2028年3月	1	1	
25	441	豊郷町	人権政策課	1	2	0	0				2					0
25	442	甲良町	住民人権課	1	2	0	0				2					1
25	443	多賀町	総務課	1	2	1	0				0					1

<選択肢回答>

- |   |                             |   |  |                                    |
|---|-----------------------------|---|--|------------------------------------|
| <b>所属</b><br>1 首長部局<br>2 教育委員会                  | <b>庁内連絡会議</b><br>1 有<br>0 無 | <b>男女共同参画に関する条例</b><br><b>現在の状況</b><br>1 2023年3月末までの制定を目途に検討中<br>2 2022年度以降の制定を目途に検討中<br>3 その他<br>0 検討していない | <b>男女共同参画に関する計画</b><br><b>女性活躍推進法の推進計画との関係</b><br>1 一体<br>0 一体でない<br><b>計画の策定方法</b><br>1 単独計画として策定<br>0 総合計画の一部として策定 | <b>現在の状況</b><br>1 策定予定有<br>0 策定予定無 |
| <b>事務所</b><br>1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課<br>2 1ではない | <b>諮問機関</b><br>1 有<br>0 無   |   |  |                                    |

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等			単独	複合	施設管理			事業運営		
						住所	電話番号	FAX番号			ホームページ	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者
			5						1	4	0	4	1	2	3	0
25	201	大津市	大津市男女共同参画センター		520-0047	大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津1階	077-528-2615	077-527-6288	http://www.city.otsu.lg.jp/		○			○	○	
25	202	彦根市	彦根市男女共同参画センター	ウイズ	522-0041	彦根市平田町670番地	0749-24-3529	0749-24-3529	https://www.city.hikone.lg.jp/index.html		○		○			○
25	203	長浜市														
25	204	近江八幡市														
25	206	草津市	草津市立男女共同参画センター	あい・ふらっと	525-0032	滋賀県草津市大路2丁目1番35号	077-565-1550	077-565-1518	http://www.city.kusatsu.shiga.jp/kurashi/jinken/danjosankaku/index.html		○		○		○	
25	207	守山市														
25	208	栗東市														
25	209	甲賀市														
25	210	野洲市														
25	211	湖南市														
25	212	高島市	高島市働く女性の家	ゆめぱれっと高島	520-1621	滋賀県高島市今津町今津1640番地	0740-22-5775	0740-22-5775	http://npo-genki.com/home/iousei/	○			○			○
25	213	東近江市														
25	214	米原市	米原市男女共同参画センター		521-0031	滋賀県米原市一色444番地	0749-54-2444	0749-54-3033	https://scplaza.jimdo.com		○		○			○
25	383	日野町														
25	384	竜王町														
25	425	愛荘町														
25	441	豊郷町														
25	442	甲良町														
25	443	多賀町														

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2022年4月1日現在で開設済の施設)															
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業										
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他	
			5															
25	201	大津市	大津市男女共同参画センター	1992年4月1日	9	0	3,565	○	○	○	○		○					
25	202	彦根市	彦根市男女共同参画センター	2003年10月1日	4	2	14,847	○	○	○	○		○	○				
25	203	長浜市			0	0	0											
25	204	近江八幡市			0	0	0											
25	206	草津市	草津市立男女共同参画センター	2021年5月6日	3	3	15,173	○	○	○	○	○	○			○	審議会等での託児支援	
25	207	守山市			0	0	0											
25	208	栗東市			0	0	0											
25	209	甲賀市			0	0	0											
25	210	野洲市			0	0	0											
25	211	湖南市			0	0	0											
25	212	高島市	高島市働く女性の家	1993年4月1日	2	2	9,086	○	○	○	○							
25	213	東近江市			0	0	0											
25	214	米原市	米原市男女共同参画センター	2006年4月1日	6	0	30,297	○	○	○	○							S・Cマルシェ(女性活躍促進事業)
25	383	日野町			0	0	0											
25	384	竜王町			0	0	0											
25	425	愛荘町			0	0	0											
25	441	豊郷町			0	0	0											
25	442	甲良町			0	0	0											
25	443	多賀町			0	0	0											

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
				2		13	0	0.0	14	0	0.0	6	0	0.0	4	0	0.0	3,349	163	4.9
25	201	大津市	1998年9月22日	ひとが輝く男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							723	73	10.1
25	202	彦根市				1	0	0.0	1	0	0.0							328	15	4.6
25	203	長浜市				1	0	0.0	1	0	0.0							426	4	0.9
25	204	近江八幡市				1	0	0.0	1	0	0.0							169	5	3.0
25	206	草津市				1	0	0.0	2	0	0.0							220	20	9.1
25	207	守山市				1	0	0.0	1	0	0.0							71	3	4.2
25	208	栗東市	2002年3月22日	栗東市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							124	14	11.3
25	209	甲賀市				1	0	0.0	1	0	0.0							203	2	1.0
25	210	野洲市				1	0	0.0	1	0	0.0							92	7	7.6
25	211	湖南市				1	0	0.0	0	0								43	0	0.0
25	212	高島市				1	0	0.0	1	0	0.0							203	2	1.0
25	213	東近江市				1	0	0.0	1	0	0.0							389	14	3.6
25	214	米原市				1	0	0.0	1	0	0.0							108	2	1.9
25	383	日野町										1	0	0.0	1	0	0.0	83	2	2.4
25	384	竜王町										1	0	0.0	1	0	0.0	33	0	0.0
25	425	愛荘町										1	0	0.0	1	0	0.0	61	0	0.0
25	441	豊郷町										1	0	0.0	0	0		14	0	0.0
25	442	甲良町										1	0	0.0	0	0		13	0	0.0
25	443	多賀町										1	0	0.0	1	0	0.0	46	0	0.0

<選択肢回答>  
 男女共同参画に関する宣言  
 宣言の形態  
 1 首長声明  
 2 議会の議決  
 3 庁内連絡会議の決定  
 4 その他





調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

滋賀県

調査時点コード	1	2022年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 村 コ ー ド	市 区 村 名	管理職の在職状況																		職務上の地位別職員在職状況																		調 査 時 点 コ ー ド	そ の 他	本庁の防災・危機管理部局への配置状況						調 査 時 点 コ ー ド	そ の 他
			うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち		うち													
			管理職総数	うち 女性 数	女性 比率 (%)	管理職 総数	うち 女性 数	女性 比率 (%)	部長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	部長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	次長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	次長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	課長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	課長 補佐 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	課長 補佐 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	係長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	係長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち 女性 数			女性 比率 (%)							
			1,717	423	24.6	1,250	213	17.0	239	26	10.9	195	16	8.2	316	55	17.4	251	37	14.7	1,162	342	29.4	804	160	19.9	1,556	565	36.3	1,053	250	23.7	2,361	1,047	44.3	1,414	451	31.9			138	12	8.7	38	0	0.0		
25	201	大津市	179	16	8.9	120	9	7.5	17	2	11.8	14	1	7.1	36	2	5.6	25	2	8.0	126	12	9.5	81	6	7.4	318	74	23.3	157	13	8.3	721	285	39.5	348	107	30.7	1		12	1	8.3	3	0	0.0	1	
25	202	彦根市	223	55	24.7	133	22	16.5	25	2	8.0	18	0	0.0	43	7	16.3	26	2	7.7	155	46	29.7	89	20	22.5	141	31	22.0	119	24	20.2	218	92	42.2	151	44	29.1	1		6	0	0.0	3	0	0.0	1	
25	203	長浜市	180	58	32.2	113	17	15.0	29	3	10.3	18	1	5.6	25	6	24.0	22	3	13.6	126	49	38.9	73	13	17.8	243	87	35.8	183	37	20.2	334	169	50.6	210	88	41.9	1		7	0	0.0	3	0	0.0	1	
25	204	近江八幡市	162	47	29.0	63	6	9.5	25	1	4.0	16	0	0.0	25	8	32.0	11	2	18.2	112	38	33.9	36	4	11.1	133	59	44.4	58	15	25.9	153	80	52.3	50	16	32.0	1		5	0	0.0	2	0	0.0	1	
25	206	草津市	140	36	25.7	112	14	12.5	18	0	0.0	17	0	0.0	32	4	12.5	29	3	10.3	90	32	35.6	66	11	16.7	83	29	34.9	60	11	18.3	110	50	45.5	73	21	28.8	1		7	0	0.0	2	0	0.0	1	
25	207	守山市	85	26	30.6	68	16	23.5	13	4	30.8	11	2	18.2	20	3	15.0	17	2	11.8	52	19	36.5	40	12	30.0	41	19	46.3	30	9	30.0	83	22	26.5	61	7	11.5	1		7	1	14.3	2	0	0.0	1	
25	208	栗東市	61	13	21.3	50	6	12.0	11	1	9.1	11	1	9.1	4	1	25.0	4	1	25.0	46	11	23.9	35	4	11.4	53	29	54.7	38	17	44.7	85	43	50.6	49	18	36.7	1		7	0	0.0	1				
25	209	甲賀市	113	28	24.8	93	15	16.1	19	3	15.8	16	3	18.8	28	7	25.0	25	5	20.0	66	18	27.3	52	7	13.5	103	51	49.5	76	25	32.9	157	82	52.2	109	36	33.0	1		7	1	14.3	2	0	0.0	1	
25	210	野洲市	90	28	31.1	69	14	20.3	12	2	16.7	11	1	9.1	17	2	11.8	16	2	12.5	61	24	39.3	42	11	26.2	51	28	54.9	31	7	22.6	83	30	36.1	57	10	17.5	1		4	1	25.0	1	0	0.0	1	
25	211	湖南市	57	19	33.3	49	16	32.7	12	1	8.3	9	1	11.1	14	2	14.3	12	2	16.7	31	16	51.6	28	13	46.4	71	42	59.2	37	17	45.9	73	40	54.8	42	14	33.3	1		5	0	0.0	3	0	0.0	1	
25	212	高島市	84	18	21.4	66	14	21.2	15	2	13.3	14	2	14.3	24	3	12.5	22	3	13.6	55	13	23.6	51	13	25.5	45	22	48.9	37	15	40.5	100	36	36.0	95	31	32.6	1		5	0	0.0	3	0	0.0	1	
25	213	東近江市	151	37	24.5	126	24	19.0	21	2	9.5	18	1	5.6	43	8	18.6	37	8	21.6	87	27	31.0	71	15	21.1	110	49	44.5	82	30	36.6	134	65	48.5	85	28	32.9	1		9	1	11.1	2	0	0.0	1	
25	214	米原市	47	11	23.4	45	9	20.0	10	2	20.0	10	2	20.0	2	1	50.0	2	1	50.0	35	8	22.9	33	6	18.2	75	20	26.7	70	15	21.4	0	0	0	0	0	0	1		5	0	0.0	3	0	0.0	1	
25	383	日野町	32	2	6.3	26	2	7.7	4	0	0.0	4	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	27	2	7.4	21	2	9.5	16	5	31.3	13	2	15.4	27	17	63.0	14	7	50.0	1		18	2	11.1	2	0	0.0	1	
25	384	竜王町	32	11	34.4	32	11	34.4	3	0	0.0	3	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	28	11	39.3	28	11	39.3	9	1	11.1	9	1	11.1	28	10	35.7	28	10	35.7	1		14	2	14.3	2	0	0.0	1	
25	425	愛荘町	24	4	16.7	22	3	13.6	5	1	20.0	5	1	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	19	3	15.8	17	2	11.8	21	6	28.6	18	4	22.2	17	8	47.1	15	7	46.7	1		6	0	0.0	2	0	0.0	1	
25	441	豊郷町	13	5	38.5	13	5	38.5	0	0	0.0	0	0	0.0	1	1	100.0	1	1	100.0	12	4	33.3	12	4	33.3	14	4	28.6	14	4	28.6	0	0	0	0	0	0	1		6	2	33.3	2	0	0.0	1	
25	442	甲良町	17	4	23.5	15	3	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	17	4	23.5	15	3	20.0	16	5	31.3	11	2	18.2	12	7	58.3	5	0	0.0	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1	
25	443	多賀町	17	5	29.4	14	3	21.4	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	17	5	29.4	14	3	21.4	13	4	30.8	10	2	20.0	26	11	42.3	22	7	31.8	1		6	1	16.7	0	0	0.0	1	

調査時点	議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)
------	------------------------------

都道府県	市区町村名	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない						
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
			14	1の合計	19	0	19	0		19	19	19	19	19	16
			5	2の合計	0	11	0	19		0	0	0	0	0	0
			0	3の合計	0	7		0		0	0	0	0	0	0
			0	4の合計	0	1				0	0	0	0	0	3
25	201 大津市	大津市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、文書等(別表に掲げるものを除く。)に旧姓を使用することができる。	大津市議会	1	3	1	大津市議会会議規程 (欠席の届出) 第3条 議員は、公務、災害、負傷、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産の補助、急引その他のやむを得ない事情により会議を欠席するときは、その理由を明示し、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため会議を欠席するときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届けなければならない。	2		1	1	1	1	1	1
25	202 彦根市	彦根市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定め、もつてすべての職員が互いの個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境を整備することを目的とする。 (旧姓の使用) 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法令および条例等の規定に反するおそれのない専ら組織内部で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上または事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。 (旧姓を使用できる文書等) 第3条 前条の旧姓を使用できる文書等とは、別表に掲げるものとする。 (旧姓使用の承認の申請) 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。 2 職員は、前項の承認を受けようとするときは、婚姻等により戸籍上の氏を改めたため彦根市職員の職務に関する規程(昭和40年彦根市訓令第10号。以下「服務規程」という。)第8条に規定する氏名変更届を届け出る際に、またはその届出の後速やかに、旧姓使用承認申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。 (旧姓使用の承認等) 第5条 市長は、前条の申請書の提出があった場合において、職務遂行上または事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。 ただし、市長は、特別の必要があると認めるときは、別表に掲げる文書等のうち一部のものについて、旧姓の使用の承認をしないことができる。 2 市長は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(別記様式第2号)により、その旨を所属長を経由して当該承認を受けた者(以下「旧姓使用者」という。)に通知するものとする。 (承認の取消) 第6条 市長は、前条の規定により旧姓の使用を承認した後において、当該旧姓使用者の旧姓の使用が、職務遂行上または事務処理上支障があると認めるときは、当該旧姓使用者に係る旧姓の使用の承認を取り消すことができる。 (旧姓使用の中止) 第7条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。 (旧姓使用者等の責務) 第8条 旧姓使用者は、旧姓の使用に当たって、常に市民または職員に混乱が生じないよう努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に適切に運用が図られるよう努めなければならない。 (書類の提出) 第9条 この要綱に基づき市長に提出すべき書類は、所属長を経て人事課長に提出するものとする。 (その他) 第10条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、人事課長が別に定める。  付 則 1 この要綱は、平成12年6月1日から施行する。 2 この要綱の施行の日に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は、この要綱の施行の日から平成12年6月15日までに、所属長を経由して人事課長に第4条第2項の旧姓使用承認申請書を提出することにより第5条の承認を受けることができるものとする。  別表(第3条関係) (1)職員録 (2)職員配置図 (3)名刺 (4)事務分掌表 (5)職務分担表 (6)起案文書(回覧書等における起案者の氏名表示) (7)法務文書、供覧文書等に係る押印(公開審査等の押印を含む。)	彦根市議会	1	2	1	彦根市議会会議規則 彦根市議会会議規則第2条第2項 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に出席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
			職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。		問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない								
									議会名	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
25	202	彦根市	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例										
			(8) 復命書 (9) 研修受講報告書 (10) 事務引継書 (11) 彦根市財務規則(平成5年彦根市規則第11号)、彦根市公有財産事務取扱規則(昭和39年彦根市規則第12号)等に定める会計事務帳票および証拠書類のうち専ら組織内部で使用する文書(請求行為に係るものおよび委任事項に係る受任者の決裁を除く。) (12) 被服給与簿 (13) 公務使用自動車等簿(彦根市職員等の旅費に関する条例施行規則(昭和40年彦根市規則第14号)別記様式) (14) 住所簿(服務規程様式第2号) (15) 出勤簿(服務規程様式第4号) (16) 遅刻、早退、一時外出、欠勤届(服務規程様式第5号) (17) 営利企業等従事許可届(服務規程様式第6号の2) (18) 時間外勤務等命令簿(服務規程様式第7号) (19) 当直勤務命令簿、当直日誌(服務規程様式第9号、第10号) (20) 年次有給休暇簿(服務規程様式第11号) (21) 特別休暇簿(服務規程様式第12号) (22) 病欠休暇簿(服務規程様式第13号) (23) 介護休暇簿(服務規程様式第14号) (24) 週休日振替簿(服務規程様式第15号) (25) 代休日指定簿等(服務規程様式第16号、第17号) (26) ボランティア活動計画書(服務規程様式第18号) (27) 手当(児童手当を除く。)に係る届、認定簿、実績簿および勤務状況報告書 (28) 職員互助会に係る文書 (29) 名前札 (30) 研究論文等の発表 (31) 前各号に掲げるもののほか、法令等に基づかない文書等で所長が認めるもの																
25	203	長浜市	1	長浜市職員旧姓使用取扱規程 (旧姓の使用) 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法令及び条例等の規定に反するおそれのない専ら組織内部で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。	長浜市議会	1	2	1	長浜市議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第84条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
25	204	近江八幡市	1	近江八幡市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法令及び条例等の規定に反するおそれのない専ら組織内部で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。	近江八幡市議会	1	3	1	近江八幡市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
25	206	草津市	1	草津市職員旧姓使用取扱規程 第2条 職員は、法令等の規定に反するおそれのない、専ら職員間で使用している文書等について、職務遂行上または事務処理上著しい支障を生じないものに限り、旧姓を使用することができる。	草津市議会	1	3	1	草津市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。 (欠席の届出) 第91条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届け出ることができる。	2				1	1	1	1	1	1
25	207	守山市	1	守山市職員旧姓使用取扱要綱第2条 (旧姓の使用) 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法令および条例等の規定に反するおそれのない専ら組織内部で使用している文書、簡易な文書等で職務遂行上または事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。	守山市議会	1	3	1	守山市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
25	208	栗東市	1	栗東市職員旧姓使用取扱規程 第3条 職員は、市長の承認を受けて、法律、条例等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で、職務遂行上又は事務処理上著しい支障を生じないものに限り、旧姓を使用することができる。	栗東市議会	1	3	1	栗東市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間前の日(多胎妊娠の場合にあっては、14週間前の日)から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
25	209	甲賀市	1	甲賀市職員旧姓使用取扱要綱 第2条第1項 職員は、法令等の規定に反するおそれのない、専ら職員間で使用している文書等について、職務遂行上又は事務処理上著しい支障を生じないものに限り、旧姓を使用することができる。	甲賀市議会	1	2	1	甲賀市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
				議会名	問1	問2	問3	問4	問5		問6	問7								
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した期間を明記した規定があるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない								
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他							
25	210	野洲市	野洲市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の承認等) 第5条 市長は、前条第2項の申請書の提出があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。ただし、市長は、特別の必要があると認めるときは、別表に掲げる文書等のうち一部のものについて、旧姓の使用の承認をしないことができる。 2 市長は、前項の規定により旧姓の使用を承認又は不承認したときは、旧姓使用承認不承認通知書(様式第2号)により、その旨を所属長を経由して、旧姓使用の承認を申請した職員に通知するものとする。	野洲市議会	1	2	1	野洲市議会会議規則 第2条第3号 議員の出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内	2					1	1	1	1	1	4	
25	211	湖南市	湖南市職員旧姓使用取扱規程 第1条 職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	湖南市議会	1	3	1	湖南市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	4	
25	212	高島市	高島市職員旧姓使用取扱規定第2条 第2条 職員は、法律、法律に基づく命令、条例および規則の規定に反するおそれのない専ら組織内部で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上または事務処理上支障がないものについて、旧姓を使用することができる。	高島市議会	1	4	1	高島市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第4条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
25	213	東近江市		東近江市議会	1	2	1	東近江市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	1
25	214	米原市	米原市職員旧制使用取扱規程 (旧制の使用)第2条 職員は、法令および条例等の規定に反するおそれのない専ら組織内部で使用している文書、簡易な文書等で職務執行上または事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。	米原市議会	1	2	1	米原市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため欠席するときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
25	383	日野町	日野町職員旧姓使用取扱規定 第2条 職員は、法令等の規定に反するおそれのない、専ら組織内部で使用している文書等について、職務遂行上または事務処理上著しい支障を生じないもの限り、旧姓を使用することができる。	日野町議会	1	2	1	日野町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
25	384	竜王町		竜王町議会	1	2	1	竜王町議会会議規則第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
25	425	愛荘町	愛荘町職員旧姓使用取扱規程 第2条 職員は、法令および条例等の規定に反するおそれのない、専ら組織内部で使用している文書等について、職務上または事務処理上著しい支障を生じないもの限り、旧姓を使用することができる。	愛荘町議会	1	2	1	愛荘町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	4	
25	441	豊郷町		豊郷町議会	1	2	1	豊郷町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
25	442	甲良町		甲良町議会	1	2	1	甲良町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県 市 区 町 村 コ ロ ニ ヤ ド	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
		職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない								
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
25	443 多賀町	2		多賀町議会	1	3	1	多賀町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときはその理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1



都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12 問11で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。		
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関. 定すハ 等る規 (等)メン が定メン ヘン 倫 理 規 止	す る. 議 員 向 ス メ ン ト を 設 置 し て い る	に3 関. をすハ 行るラ つ議ス て員メン 向 け ト 研 修 止	4 ・ そ の 他	その他内容	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。	
25	207	守山市	4	4	3							3	4		2	
25	208	粟東市	4	1	1					粟東市議会議員政治倫理条例 第3条第1項第7号 その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為及びセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントをその他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。		3	4		2	
25	209	甲賀市	4	2	1					甲賀市議会議員政治倫理条例 第3条(6)議員の地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為及びセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。		2	4		2	
25	210	野洲市	4	4	2							2	1	野洲市議会議員旧姓使用取扱要領 第1条 この要領は野洲市議員(以下「議員」という。)が戸籍上の氏に代えて、旧姓を議会活動に使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。	2	
25	211	湖南市	4	4	2					高島市議会議員政治倫理規則 第3条第1項第7号 その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、または圧力をかける行為およびセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。		2	4		3	
25	212	高島市	4	1	1							3	4		2	
25	213	東近江市	4	4	3							3	4		2	
25	214	米原市	4	4	3							3	2		2	
25	383	日野町	4	4	2							2	4		1	日野町指定避難所運営マニュアル 指定避難所運営委員会に女性も参加することなど、男女共同参画の視点に配慮した指定避難所運営を行います。
25	384	童王町	4	4	3							1	2		2	
25	425	愛荘町	4	4	3							3	4		1	愛荘町地域防災計画(一般対策編) 第1部 総則 第1章 計画の方針 第2節 計画の基本方針 (3) 要配慮者への支援、多様な視点による対応 少子高齢化、人口の偏在、防災意識の衰退、グローバル化等による社会情勢の変化を踏まえ、要配慮者(高齢者、障がい者等)の多様なニーズに対する支援の充実を図る。また、防災の現場における女性の参画拡大など男女共同参画の視点に配慮した体制の整備に努める。
25	441	豊郷町	4	4	2							1	4		3	
25	442	甲良町	4	4	3							3	2		2	
25	443	多賀町	4	4	1			3			3	3	4		2	